

第9回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年10月30日（金） 13:57～15:48

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、大谷委員、佐藤委員、宍戸委員、長田委員、根本委員、増田委員、森委員
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 時澤審議官、富安審議官、中田企画官、生末企画官
個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官、山澄参事官、赤坂参事官、池田室長
総務省 行政管理局 水野管理官、田上情報公開・個人情報保護推進室長
自治行政局 阿部官房審議官、小川行政課長

1. 開 会
2. 地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）
3. 個人情報保護法令和2年改正の公的部門への反映の考え方（案）
4. 閉 会

[資料]

- 【資料1】 地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）
- 【資料2】 個人情報保護法令和2年改正の公的部門への反映の考え方（案）
- 【参考資料1】 デジタル社会の目指す方向性（基本原則）

○高橋座長 それでは、定刻前でございますが、おそろいでございますので、「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第9回を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多用にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

石井委員は検討会の途中から御参加の予定でございます。また、地方三団体の事務局の皆様にもオブザーバーとして傍聴をいただいております。

本日は、第8回と同様、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に注意事項などについて事務局から御案内をお願いします。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

本日も高橋座長には事務局と同じ会議室にお越しいただきまして、御出席をいただいております。委員の皆様におかれましては、イヤホンの着用、御発言時以外はマイクをミュート、カメラはオフ、御発言時はマイクとカメラをオンにいただき、最初に御所属とお名前をおっしゃっていただき、御発言はゆっくりと、という点に今回も御協力をお願い申し上げます。

また、質疑応答、意見交換におきまして御発言を希望される場合には、チャット欄に御

発言希望の旨をお名前とともにお知らせください。

会議中、もしお困りの点などがございましたら、事務局担当者の携帯電話まで御連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして、一般傍聴を受け付けずに開催しておりますので、配付資料や議事録については、会議終了後できるだけ速やかに公開することとしたいと思います。

本日の議事ですが、地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化の素案について、事務局から御説明をいただいた後に、委員の皆様による自由討議を行い、その後、個人情報保護法令と2年改正の公的部門への反映の考え方の案について、事務局より御説明をいただきたいと思います。その上で委員の皆様からの質疑応答の時間を取りたいと思います。

早速ですが、地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○小川自治行政局行政課長 それでは、総務省のほうから説明させていただきたいと思います。行政課長の小川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

お手元に資料1として、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について(素案)」という資料をお出ししております。

資料の最後、12ページに前回の資料を一部抜粋してつけておりますが、前回、10月8日の第8回の検討会におきまして、こうしたイメージで法律に移行する、という御説明を申し上げたところでございます。

各委員の皆様から、方向性についてはおおむね御理解あるいは御賛同をいただきつつ、その上で、法制化に当たっての貴重な御示唆あるいは御質問等をいただいた、このような段階でございました。

今回、御指摘いただいた点をさらに検討、整理したものをこうした資料としてまとめさせていただきました。これに沿って御説明申し上げたいと思っております。

1ページを御覧いただければと思います。この一枚紙が現段階の素案になってございます。2ページ以降に、各素案の論点について少しずつ解説を加えた資料になっている。こういう構成でございます。

いま一度、前回の議論を振り返りつつでございますが、一番上の「趣旨」のところにありますように、今回目指すべきは「個人情報の保護」と「データ流通」の両立を目指すということ、加えて、GDPR等を念頭に置きまして、国際的な制度調和の要請に応える。この2つを両立するために、地方の個人情報保護制度についても従来の条例主義から全国的な共通ルールを法律で規定する、こうしたスタイルに移行する、こうした考えをお示したところでございます。

それに沿って整理したのが下の「素案」でございます。基本的には現在の行政機関の個

個人情報保護法、行個法と同じ体系を取りつつ、一部地方公共団体固有の事項については特例あるいは定めを置く、このような仕組みになってございます。

それぞれの項目について、次ページから少し詳しく議論をしておりますので、先に進ませていただきたいと思います。

2 ページを御覧ください。まず、新しくできる個人情報保護法の地方パートの適用対象でございます。下の箱にあります。現在、地方公共団体では、もちろん知事、市長部局は対象としつつ、議会を対象とするか、あるいは指定管理者等の行政の機能を外にアウトソースしている部分を対象とするかというところで差が見られるところでございます。

また、これは国における事情と同じでございますけれども、医療、学術分野をどうするかということについて、やや未整備なところがあるというのが論点かと思えます。

方向性でございますけれども、今回の新法におきましては、地方公共団体の機関は知事部局、教育委員会、行政委員会、これに加えて国の独法に相当する地方独法に対して規律を適用するというを基本としたい。その上で、現在は未整理でございますが、議会及び指定管理者に対して同じ規律を適用するかどうかは引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

現状においては、議会は9割5分の団体が同一の条例で対象にしております。したがって、法律の対象としてもよいように思いますが、議会の特殊性、特別な位置づけ等々を考慮する必要があるかどうかといった点につきまして、もう少し検討したいと考えてございます。

一方で、病院、診療所、大学につきましては、国における国立病院あるいは国立大学と同様に、民間部門と同じ規律を適用するというで整理をしたいと考えております。

3 ページ、「定義の一元化」のところでございます。これも左に論点を3つ書いておりますけれども、(1)の「個人情報」の定義が異なる、これは国における事情がそのまま存在するものでございます。

(2)(3)が地方固有の論点でございます。1つには(2)でございますけれども、個人情報保護の水準が国に比べて低い状態にある。国の改正に追いついていないという団体が、小規模な団体を中心として存在している。もう一つは、死者の情報を「個人情報」に含めて保護をしている団体が、上のほうに少しありますけれども、1,000団体ほどあるということが地方固有の論点であろうと。これを「個人情報」の定義に含めるかどうかということが論点になろうかと思えます。

これにつきましては、右側の方向性でございますけれども、「個人情報」の定義につきましては、個人情報保護3法で統一される定義と同じ規律にして適用することとしたいと考えてございます。

一方で、死者に関する情報については、これまでと扱いを異にすることになりますが、「個人情報」には含まれない。個人情報の保護主体は自然人であるということを前提として、含まれないとした上で、しかしながら、これまでも死者については個人情報と同等に

保護すべきということを、総務省行政管理局で解説されたものを書いてあることを踏まえまして、いわば個人情報保護制度に隣接する地方独自の制度、このような整理にして別途条例で規定することができるので、保護することとする。このような整理にしてはどうかと考えております。

4 ページ、定義の続きでございます。「要配慮個人情報」の関係でございます。これも左側に論点がございますけれども、先ほどと相似形になっておりまして、一方では「要配慮個人情報」の規定を欠いている、あるいは国より低い水準で定めている団体がある。もう一方で、(2)でございますが、地方が独自に「要配慮個人情報」として扱っている場合がある。これを今後どう取り扱うかということが論点であろうということでございます。

これについての方向性でございますが、(1)については底上げの部分でございます。これは、国・民間と同じ「要配慮個人情報」の定義を適用してはどうかと考えています。その上で、条例で、特に必要な場合においては特定の個人情報を「要配慮個人情報」として規定をする、条例で追加をするということを許容してはどうかと考えてございます。この点は、この検討会の中でも、あるいはこの検討会の外の議論でも、この趣旨についてしばしば話されるところがあるところでございます。

私どもの頭の整理としましてここで付言をいたしますと、「個人情報」が先にありきというよりも、むしろ地方公共団体で新たな行政需要が生じる、例えば認知症の方々の徘徊対策をする、その立ち回り先、交友関係みたいなものを行政として把握をする、このようなことを施策として行いたい、これは地方公共団体独自の施策ですが、そうすると必然的に個人情報を取得し、これを利用するということになります。これは、とりわけ対人行政をメインとする基礎自治体に顕著なところであります。

そうしますと、新たな施策を行ったときに必然的に生じる個人情報、その中でもセンシティブなものについては「要配慮個人情報」と位置づけ適正管理することが求められるということになるのではないかと。こういうような頭の整理をしてございます。

逆に言いますと、こうしたものを認めないと、地方公共団体が個人情報を伴う独自の施策、先ほど申し上げました認知症患者の皆さんの徘徊対策が実質的に禁じられてしまうということになる、こうしたことを地方公共団体が行うことができなくなるということの意味するものでありまして、その意味で施策と個人情報の保護が表裏一体の関係にあって、独自の施策に独自の個人情報が付随している。このように考えられるのではないかと。このように考えられるのではないかと。このように整理をしているところでございます。ここは若干の資料外の追加でございます。

5 ページでございますけれども、個人情報の取扱い、取得、利用の部分でございます。論点のところには3つ書いておりますが、キーワードとしては、要配慮個人情報の取得制限規定を持っている団体が地方には多い。それから、(2)でございますが、オンライン結合制限規定を設ける団体も地方の場合は多い。3つ目といたしまして、個人情報の目的外あるいは提供制限につきまして、行個法よりも詳細な、あるいは行個法と対象が少しずれた書きぶりを持っている条例を持つ団体があることがございます。

これにつきましては、（１）（２）ともに、国の行個法と同じ規制の仕方、規律の仕方にする。すなわち要配慮個人情報の原則取得禁止規定、あるいはオンライン結合の原則禁止規定というものは、行個法のように必要な限りにおいて情報を取得して、あるいは利用するということを規定しつつ、その必要な限りのところに強い規範性を持たせて、何が必要であるのかということガイドライン等で強く縛るという考え方で、実質的には同じ規制、規律が実現できるのではないかと考えているところでございます。

ここでも少し付言ですけれども、民間の個人情報保護制度におきましては、法律はもちろんですけれども、個人情報委、それから各施策を所管する省庁が連名で出しておりますガイドラインの重要性あるいは拘束力に強く期待をすることが大きいと我々も理解をしています。今後、地方公共団体の規律がこの法律の中に入りますれば、対地方公共団体においても個人情報委、それから各施策を所管する各府省が定めるガイドラインの重要性、あるいはこれに対する期待が強く示されるという形に移行してくるのではないかと考えております。それを前提としたガイドラインによる運用の誘導、このようなことをこのページの右側に書かせていただいたということでございます。

6 ページでございます。少し話が変わりまして、「個人情報ファイル簿の作成・公表」でございます。ここは、実際に受け取る形として、地方公共団体においては、従来、国で作成している個人情報ファイル簿の形式ではなくて、いわゆる個人情報取扱事務登録簿という、事務ごとに作成する登録簿によって個人情報を管理してきた。このような実態があるということでございます。

その後、行個法ができて、ファイル簿形式を標準形として義務づけたわけですが、これを導入している地方公共団体は比較的少数にとどまっているということでございます。

その上で、「方向性」と書いてありますが、個人情報ファイル簿の作成・公表については、国と同じ、すなわち1,000人以上の個人情報を有する場合に個人情報ファイル簿の作成を義務づけるという形で、国とのイコールフットを実現しつつ、一方で、流通と保護で言いますと特に保護のほうについて、事務ごとに個人情報取扱事務登録簿によって実現してきたものも多くございます。その併存を認めるということ。この登録簿を作成・公表するという併存させる。これを許容することによりまして、双方のニーズを満たすことができると考えているところでございます。

7 ページ、「開示、訂正及び利用停止の請求」の関係でございます。これは、国の制度の中でも、自己を本人とする保有、自己の個人情報について開示させ、訂正させ、あるいは利用停止させる、こういうことを請求権という権利の形で構成しているところでございます。一部の団体で規定が存在していないところでございますけれども、多くの団体では条例で同種の権利を創設しているところでございます。

それから、この開示、訂正等の手続に関しまして、今回、国の行個法の方で個人情報保護委員会を一部関与させるというような方向が示されております。これについて、地方公

共同体は今まで未知の世界でございまして、これをどう整合させるかということが論点としてであろうと思います。飛びましたけれども、(3)の部分でございまして。

それから、後先になりましたが、地方公共団体においては個人情報保護条例と情報公開条例、いずれも条例で規定しているものですが、これを密接に関連づけながら、一部定義を共有しながら運用してきているところがございまして。今後も、個人情報保護法制に関しては、地方に関しては条例主義が継続します。その一方で、個人情報保護の法律主義に移行するということになりますので、法律と条例の整合をどのように図るかということが論点としてであろうかと考えます。

これに対する方向性でございまして、1点目、(1)でございまして、開示、訂正、利用停止の制度そのものについては2つの要請がある。それは、今ごく一部で導入していない団体がありますが、これは当然導入していただく。一方で、先ほど申し上げました情報公開制度と整合を図る。これをどう両立させるかというのが制度設計上の工夫点であろうと思います。

(2)にありますように、なお、検討中でございまして、大枠は法律で規定するという方法。それから、国の規定に準じて条例で規定する。そういった条例の引用を法律に1条置かしまして、基本的な制度設計を条例に委ねる。このどちらがよいかということを引き続き検討させていただきたいと考えているところでございまして。

なお、検討中ではございまして、大きな方向性としては、請求権という権利により構成していることも考えますと、できる限り法律のレベルでこれを書いておくのが望ましいのかなと考えており、方向性としてはその方向で検討していると御理解いただければと思います。

最後の開示決定の不服審査の際の個人情報委員の関与のところではございまして、これは国においても現在制度設計を詰めている段階と承知をしておりますので、これを踏まえた制度設計を地方においても導入したいと考えているところでございまして。

8ページ、「非識別加工情報の提供制度の導入」でございまして。現在、平成28年の行個人法の改正によりまして提案募集制度が導入されまして、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルを対象として提案を受け付け、非識別加工をした上で提供する。このような仕組みが導入されたところでございまして。地方公共団体の現状を見ますと、ほとんど導入がございまして、ほぼ皆無に等しいというのが現状でございまして。

これについては導入が望ましいということ。特に利活用の側面からいいますと望ましいといったことがある一方で、論点の(2)にありますとおり、事務量あるいは匿名加工に関する知見を持った人材の不足、それから実際のニーズに対する疑念、こういったことから懸念を表明する地方公共団体が多いところでございまして。単に事務量が多くて大変だということにとどまらず、例えば母数の小さい小規模の町村、数百人あるいは1,000人程度の団体において、よく例で言われますのは50代で昨年1年間に結婚した男性というふうに匿名化したときに、大都市部においては十分な匿名化になるけれども、その町村によっては

1人に特定されてしまう。このようなことを例示しながら、どこまで加工すれば非匿名化と言えるのか。こうした点について、事例の蓄積あるいはノウハウの蓄積を待つ必要があるのではないか。このような指摘もあるところでございます。

これについてでございますが、将来形といたしましては、利活用を促進する観点から、全ての地方公共団体において国と同様の非識別加工情報の提供制度を導入することが望ましいと考えてございますが、当面、導入する際には、都道府県、都道府県に準ずる規模を有する指定都市について適用し、その他の団体は当分の間は任意にするという経過措置を設ける。このような整理をしたいと考えておるところでございます。

また、先ほど申し上げましたような、非識別加工のノウハウ、あるいは程度等に対しての疑念に答えるために、地方公共団体が個人情報に対して必要な支援を求める。このような規定を設けることで自治体のニーズに応えるといったことも、法制化の中に取り込みたいと考えているところでございます。

小規模な市町村に対する支援の方向として、例えば非識別加工のための共同組織を行政で、あるいは民間を補強する形で設けてはどうか、こういった御議論もございます。今後、県・政令市での事例の蓄積がなされる中で、中核市への波及を検討していくときには、今申し上げたような加工組織を何らかの形で設けることも、将来的な課題としておのずと議論の対象となってくるであろう。私どもとしては、このような認識をしているところであります。

9ページでございます。ここでは2つ言っております。1つは、個人情報と地方公共団体の関係、それから施行時期でございます。

まず1点目、個人情報と地方公共団体の関係でございますけれども、今回の国の3法の法改正の論点の一つは、個人情報に所管、監督を一元化するということが国際制度とのハーモナイズの点からも求められることであろうと考えてございます。それから、実際に個人情報の適切な取扱いのために、個人情報が主導的な役割を持って地方公共団体を誘導していく、指導していく。こうしたことも期待されるであろうと考えております。

これらを考えますと、右側でございますけれども、方向性としては、個人情報が地方公共団体における個人情報の取扱いに対する監督を直接行う。これを裏返して申し上げれば、都道府県に事務を一部委任するという形を取るのではなくて、直接的に個人情報保護委員会が監督の事務を行う。このような方向で行ってはどうかと考えてございます。

なお、個人情報保護法制の一部でございますけれども、マイナンバー法における情報の取扱いに関する監督は、既に個人情報が全自治体に対して直接担当する、このような仕組みがあるところでございまして、ある意味ではその拡張をする。このように私どもは頭を整理しているところでございます。

また、ここでも地方公共団体の側から、重大なインシデントが起きた、あるいは起きる、それらの場合に個人情報に対して必要な助言、支援を求めることができることとしてはどうかと考えているところでございます。

それから、施行期日でございます。地方公共団体における準備、具体的には条例化、現在の条例の見直しが主たるものでございますけれども、現行の既存の条例と新たにできる国の行個法に準じた新法の突合をして、その上で条例の抜本的な洗い直しをし、条例を作成して議会にかけて、これを通してもらう。通した後は、各団体で事務処理要領のような形で現場に浸透させる必要がありますので、事務処理要領、マニュアル的なものを整備して、新しい体系の個人情報保護法について習熟していただく。場合によっては、団体ごとに研修会等を行って、職員の能力、対応力を高める。こうしたことが必要であろうと。これなくして移行することにはある意味危険でもあろうと考えてございます。その意味で、十分な準備のための期間を設ける必要があるのではないかとというのが私どもの頭の整理です。

それから、前回は宍戸委員から御指摘をいただきましたが、準備期間における国側の働きかけ、具体的にはガイドラインを作成したり、場合によっては条例の制定状況を調査して、対応を促すという機能を含めて助言、支援、こうしたことを法律上の義務として国に課すということも重要ではないかという御指摘がありました。これについても採用したいと考えてございます。

最近で申しますと、会計年度任用職員制度といたしまして、従来の非常勤職員の合理化、整理のために制度改正を行いましたけれども、この際、これも相当な準備をしたものでございます。このための地方公務員法の改正に際しましては、今申し上げましたような、国において準備を支援することとするという規定を法律の中に1条設けておりまして、それに倣った規定を今回も設けることが適当ではないかと考えるところでございます。

10ページ、地方公共団体が条例で定める独自の保護措置の部分でございます。これについては、前回最も論点となったところでございます。繰り返しいたしませんけれども、必要最小限の独自の保護措置については条例で設けることができる、このような仕組みにしてはどうかと考えているところでございます。

それに対しまして、必要最小限というのをどう確保するか、どのように定義するかということ。それから、その実効性、エンフォースメントをどのように行うか。こうした点が前回論点として指摘があったところでございます。

これについて、右側に方向性を書いてございます。一つには、法律において「特に必要な場合」というような法制上の典型的な書き方によって必要最小限性を表現しつつ、国においては特に必要な場合の該当性に関するガイドライン的なものを提示して誘導することを考えてはどうかということでございます。

なお書きでありますけれども、あまり想定はされませんが、地方公共団体が条例で法律が定める保護水準を切り下げる方向で規定する、これは認められないということは当初からはっきりさせておく必要があるのではないかと考えてございます。

その上で、いかに実効性を確保するかという点でございますが、(2)で新たな御提案でございますけれども、個人情報保護委員会に対して、条例を制定したときには届出を行

うことを地方公共団体に義務づける。個人情報においては、これを整理の上、公表するという形で、透明性あるいは一覧性を確保するというところを行ってはどうかと考えております。

これもマイナンバー法において、地方公共団体が条例で情報連携の範囲を拡張したときには、これを個人情報委に届け出るというような仕組みを持っていますので、これの拡張という形でワークさせてはどうかと考えてございます。

ここでも、資料の外になりますけれども、私どもとして必要最小限ということをご確保していくのかという基本的な考え方でございます。これはソフトな手法からハードな手法までグラデーションがあるだろうと考えてございまして、まず、何より法律化することによりまして、これまで表面的にばらついていた条例の規制ぶりが整備されるということ。これが何よりの整理でございます。

そこからスタートいたしまして、法律化によりまして地方公共団体に一つのプラットフォームとしての個人情報保護制度ができる。そうしますと、従来は1,700なり2,000の団体に対して国が統一的なガイドラインを示すことは現実的に難しかったわけですが、それが可能になる。ガイドラインによる誘導が可能になると考えてございます。

また、先ほど申しました、地方が個人情報委に必要な支援を求めることができる、この運用形態としまして、新たな条例をつくるに際して、それが法令の趣旨に反することがないかというような事前確認、アドバンス・ルーリング的な運用を地方公共団体に求めるということも可能であろうと考えております。その上で、制定された条例の届出を義務づけるということ。

万が一、それが違法あるいは著しく不当だった場合には、地方関係について助言からその後は是正の要求等、地方自治法で定めております国の関与の手法をもってこれを是正させるということ。これが最後の手段としてある。

さらに、それについて地方団体に異議があれば、関与に対する異議の申出として国地方係争処理委員会に提起する。そこでも納得がいかなければ、最終的には訴訟に移行する。このようなところまで、ソフトなものから最も法的なハードなものまで、これらのグラデーションを並べることによりまして必要最小限性を確保できるのではないかと、このように考えているところでございます。

最後でございますが、11ページ、「審議会の在り方について」でございます。

審議会につきましては、これまで外部への提供、あるいはオンラインの接続に関して、その都度審議会の意見を仰ぐ、このような条例のつくり、あるいはそのような運用をしている団体も多かったところでございます。これが、分かり切った結論を得るために時間がかかっている。このような見方もあったところでございます。また、そうしたことが今回のコロナの緊急時、危機によって顕在化したことも事実だろうと思っております。

今後でございますけれども、先ほど申し上げておりますとおり、共通プラットフォームとしての地方の個人情報保護法ができる。それから、それについて各行政分野についてガイドラインが発出される。こうしたことから、ほぼ大方のルールは事前に示されている

ことになるわけでごさいます、審議会においては、この事前に示された法、それからこれを補うガイドライン、これをあらかじめ各団体の実情に合わせてどのように運用していくべきかということプロアクティブに事前に検討し、マニュアル等、事務処理要領等に落とし込んでいく、そのための知恵を出していただく。こうした方向に移行することになるのではないかと。むしろ、そうしたことに今後はお力をいただければと考えてごさいます。

なお、(3)でごさいます、地方公共団体においては審査請求に際しての諮問も、審議会という名前の組織にかけているところもごさいます。機能としては審査会でごさいます、そうした機能を審議会に持たせているところについては、引き続き審査に際しての諮問を審議会が受けるということは今後も存置される。このように考えてごさいます。

非常にはしょった説明でごさいました。また、資料に書いていないことも一部付加させていただきますけれども、総務省からの説明は以上でごさいます。どうぞよろしく願います。

○高橋座長 ありがとうございます。

引き続きまして、事務局から、同じく内閣官房で開催されている「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」において検討いただいている点について御説明を頂戴したいと思います。

○富安IT総合戦略室審議官 IT室の富安です。よろしく願います。

新内閣ができて、デジタル庁の設置、IT基本法の見直しにつきまして、平井大臣を中心に年内にこの方針を策定するようということ御指示がありました。

IT基本法は2001年に施行されて、今2020年になるわけですが、当時はインターネットでつないでいくということ、あるいはその基盤を整備するというのが前面に出されたかと思ます。その後、議員立法におきまして、官民でデータを活用していこうとか、あるいはサイバーセキュリティについてということ、IT基本法の根幹を触らずにこれまで来ました。

今回、20年ぶりと申しますか、IT基本法を現状に合わせて、あるいは将来を展望して見直すということで、先ほど座長から御紹介がありましたワーキンググループが開催されております。そちらのほうに長田委員にも御参画いただいております、長田委員のほうから、そういう政府の動きがあるものは関連するこういう検討会では共有したほうが良いという御示唆もごさいましたので、お時間を頂戴しまして簡単に御紹介させていただきたいと思ます。

資料といたしましては、「デジタル社会形成10原則案」を御覧いただけますでしょうか。これが今月28日、一昨日開催されましたときに、平井大臣の御発案でデジタル社会形成10原則をIT基本法の理念のたたき台としてはどうかということ、その場で提示されたものでごさいます。

いろいろ御意見がありましたので、このまま行くのか、あるいはいろいろと形も変えていくのかはまたこれから検討いたしますけれども、この資料の御紹介をさせていただいた

いと思います。

理念といたしまして、赤字でございますけれども、「誰一人取り残さない」あるいは「人に優しいデジタル化」を旨として進めていく。日本のデジタル社会形成の大方針として10原則を掲げてはどうかと。官民連携を基本とし、国はデータ利活用や連携基盤整備等の多様な国民のニーズに応えるサービス提供に必要な環境整備を行うとともに、行政自らもユーザー視点、国民視点に立った新しいサービスを提供する。

1から10までございますけれども、基本となるのは真ん中にございます「人間中心のデジタル化」を考えようということになります。

右上から順に1、2、3とありますけれども、オープンで透明、標準化や情報公開により官民の連携を推進、あるいはデータ共通基盤の民間利用を推進。

2では、公平や倫理です。

3で、安全・安心。ここではデジタルでより安全・安心して暮らせる社会の構築。個人情報保護や不正利用防止で、デジタル利用の不安低減。

4で、継続・安定・強靱。

5で、デジタルで社会問題を解決していく。

6で、迅速・柔軟。社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できる制度やシステム。

7で、包摂・多様性。これは非常に大事ですけれども、誰一人取り残さないと申し上げましたが、そういうようなアクセシビリティの確保とか、様々な方と社会参加の両立等がございます。

8で、浸透。これも、使いやすい、あるいはお得だということでデジタル化を行って、デジタル利用率を向上させていく。

9、デジタルで新しいサービス、新しい価値を創造していく。

10で、飛躍。国民が圧倒的便利さを実感できるデジタル化の実現ということで掲げております。

2枚目以降は、その英語版とか、あるいは10原則が多過ぎるので3原則にまとめたり、5原則にまとめたりしたものでございます。

ワーキングでの議論は、これは理念として掲げておりますけれども、国際的な発想とか、あるいは国民から見るとどうわくわくした感じをもうちょっと出すかとか、そういった御議論をいろいろいただきまして、そういったものを踏まえてさらにもんでいただいて、IT基本法の基本理念につながっていくものをつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様からの御質問、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 国立情報学研究所の佐藤でございます。詳細な説明をありがとうございます。

多数のコメントがあるのですけれども、おそらく構成員の方からあると思いますので、絞ってコメントさせていただきます。

1点目は、総務省の自治行政局の説明における資料の5ページのオンライン結合制限に関わる場所です。今回の御説明は、前回もあったと思いますが、前回も似たようなことを僕は指摘しておりますが、オンライン結合制限を行個法の6条、8条のガイドラインで手当てをするというのがいいのだろうかという疑問に思っております。

私個人としては、オンライン結合制限に関してはかなり懐疑的といえましょうか、クラウドとかの時代に合っているのだろうかという正直おもっておりますが、その一方でオンライン結合制限が出てきた背景は、様々な議論があって、その結果として現状のコンセンサスになっているはずで、それは重視すべきです。その観点で見た場合、行個法の6条、8条でできるのか。

地方公共団体によりませんが、オンライン結合制限というのは、一律に制限するというものではなくて、地方公共団体に設置された審議会などにおいて個別に判断をするという制度設計だったと思います。その旨は、先ほど自治行政局のほうからも説明があったと思います。

一方で、行個法の6条、8条を考えてみますと、6条というのはいわゆるOECDの8原則の5番目、Security Safeguards Principle、つまり情報漏えいなど、セキュリティーを守ってくださいと。それに対応しております。行個法の8条は、やはりOECD8原則の4番目、利用目的の制限に関わる場所に相当しています。

6条、8条も、一定の適用の除外に関するものはあるのですけれども、基本的に一律にこうなさいという規定と解するところですが、オンライン結合制限に関して言いますと、先ほど申し上げたように個別対応が前提です。

そう考えると、オンライン結合制限そのものを廃止するのだと言ってしまう方がいいのですけれども、個別に対応するものを6条、8条に入れてしまうと不整合が懸念されますし、さらにOECDの8原則も守れていないのではないかと。つまり、GDPR以前にOECD8原則というものが日本は守られているのだろうか、という疑念が生まれてしまう懸念を持っています。

そう考えると、あまり6条、8条に無理してオンライン結合制限を手当てするのは得策とはいえないと考えますし、仮にオンライン結合制限の趣旨を考えると、6条、8条以外の条文に入れるなり、条文をつくって入れたほうがいいのではないかと指摘します。これがコメントの1つ目です。

2つ目ですけれども、当方は立場上、非識別加工情報に関してコメントしないといけなしいと思われ、それでコメントしますが、これは説明資料の6ページと8ページに関わってくるのですけれども、個人情報ファイル簿の考え方というのが非識別加工情報に強く依存する。6ページのところの説明で、自治行政局側としては1,000人以上を対象にする云々と御説明をいただいたのですけれども、個人情報ファイル簿には二つの側面があり、団体における個人情報の管理に関わる側面と、今後、匿名加工情報に名前を統一しますけれども、

非識別加工情報の対象として関わる側面があります。

匿名加工情報の側面から見ると、個人情報ファイル簿の対象となる1,000人以上に限定するのは得策ではない。利活用を考えると、もっと少ないものでも利活用できるものがあるはず。加えて現行の行個法において提案ベースで非識別加工情報を提供しているわけですが、地方公共団体においては同様の提案ベースでなくてもいいはず。もう少し柔軟性のある制度設計というのを考えてもいいと考えます。

ちょっと長くなっていますが、もう一点だけお話をさせてください。

3つ目ですけれども、当方はここ3年間ぐらい総務省の自治行政局の検討会で地方公共団体の条例に関して議論させていただいてきましたが、当初の議論は、行個法の改正に合わせて地方公共団体の条例を変えてくださいという方向で進んでいました。

ここに至って法律で上書きをするという方向になっていきますけれども、行個法の改正に合わせて条例を改正してくださいと、我々といいたまいますか、その検討会は自治行政局を通じて方針を出したときに、例えば都道府県レベルでも鳥取県などは改正をして、非識別加工情報に関してまで入れてくれました。ただ、今回、法律で上書きをするとなると、先行して条例を改正したところにむしろ不利益が出てしまうことを懸念しています。

これは今回の自治行政局の説明へというよりは、今回、この検討会を何らかの形でドキュメントを作るときへのお願いですけれども、過去に条例の改正を促してしまったという経緯と、それに応じて改正してくれた自治体があったが、結局、法律で上書きになってしまったという経緯を残すことが重要だと思います。それは今後、地方公共団体の方が今回の趣旨に御賛同していただく上でも重要だと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

根本委員が御発言を求められておりますので、根本委員の御発言が終わられた後、まとめて事務局から御回答ください。よろしくお願ひします。

根本委員、よろしくお願ひします。

○根本委員 経団連の根本でございます。発言の機会をありがとうございます。コメント数が多いので、なるべく短く申し上げます。

まず、スライドの3、4に関わる部分ですけれども、「個人情報」あるいは「要配慮個人情報」の定義に関する問題でございます。こちらにつきましては、当然、国や民間部門と地方公共団体で完全に統一すべきだろうと思っております。

課題となっております死者に関する情報とか、今回の素案では自治体が条例で対象を追加できることになっている要配慮個人情報等々につきまして、取扱いを何らか工夫をするということについて否定するものではございませんけれども、「個人情報」の範囲を拡大する、あるいは「要配慮個人情報」の範囲を拡大する、あるいは縮小をするのも含むと思っておりますけれども、法律を条例が上書きをするようなことはあってはならないと考えております。

関連して、佐藤委員も御指摘になったスライドの5番目の問題に響いてまいりまして、ここはいろいろオンライン結合制限等々の問題もありますけれども、個人情報保護法で厳格な要件を定めて委員会が監督するような一本化した体制を取らないと、将来、法律の運用が混乱するのではないかと考えてございます。

それから、スライドの6に関連して、個人情報の管理の徹底とか円滑な取扱いのために、地方公共団体に国と同様の規律を適用する、これは当然でございますけれども、国におきましても現行の政令で規定されている1,000人以上の要件についても見直していただきたい、要は、もう少し広いデータを出していかないと、これからのデータ利活用は進まないのではないかと懸念でございます。

それから、スライドの8番目、非識別加工情報の提供制度の導入でございますけれども、一定の経過措置を否定するものではございませんが、地方公共団体による対応を促進いたしますために、当分の間、これは必要最低限の期間とした上で、例えば3年とか2年とか具体的な期限を定めませんと、未来永劫できないという事態がよく発生しますので、具体的な期限を入れるべきだろうと考えます。

同様に、スライド9の部分につきましても、できる限り早期に法律を施行することが重要でございますので、こちらも3年あるいは2年という具体的な期限を入れていくべきだろうと考えます。

さらに、スライド10番目でございますけれども、「特に必要な場合」の該当性について、ガイドライン等々でやっていく形で本当によろしいのかどうか、それでやって大丈夫かどうか。何らかの試行期間とか、そういうものを見て、きちっと運用できるかどうか、それを見届ける必要があるなど思っております。本来的には、法律で厳格な要件を定めて、個人情報保護委員会による規制、監督を受けるというふうにしたほうが良いと思っております。

なお、条例で保護の水準を上げるという形の御議論になっておりますけれども、もしそれを認めてしまいますと、国の保護水準が不十分であるということ認めることとなります。そうなりますと、議論が非常にややこしくなりますので、もし特定の自治体で特定の事項について保護水準を上げなければいけないということであるならば、その必要性を各地方公共団体が立証する責任を負うのだという形の入れ方にさせていただけたらと考えております。

最後に1点だけ質問ですけれども、今回、法令改正で条例を廃止するだけ、という選択肢はないのでしょうか。もちろん審議会の部分とか、形を整える部分はあると思うのですが、中身の部分についてはもう法律に従ってやりますという方向性を一つの選択肢として与えてあげなくてよろしいのだろうかという疑問がありました。

以上でございます。

○高橋座長 多岐にわたりますので、まずここで一旦御回答を頂戴したいと思います。事務局、いかがでしょうか。

○小川自治行政局行政課長 では、総務省から。

佐藤委員からいただいたオンライン結合制限の規定ぶり、あるいは考え方の話ですが、非識別加工情報の閾値の話、これは根本委員からもございました。

御指摘が理解できる一方で、国の制度に準じて地方も導入するという基本的なコンセプトの下にこのように書かせていただいているところでありまして、これを地方のみに特有の事情があって、地方がまた別途の定めをするといったものではなからうかと思えます。そういう意味で、個人情報あるいはIT室なりと、どのような考え方で今後対応していくか、御相談をさせていただければと考えているところでございます。

それから、佐藤委員から御指摘いただいた総務省の突如の方針転換でございますけれども、おっしゃるとおり、これまで条例を整備していた、条例を牽引して個人情報保護の水準を高めてきた団体の取組に十分な敬意を払うべきであると思えますし、また、国の法律も、言ってみれば条例が形づくったドラフトを法制化したという形になっているわけでございます。その点は私どもとしてもドキュメンテーションに際しまして、よくよく留意をしたいと考えてございます。

それから、根本委員からお話をいただきましたことは多岐にわたりますけれども、一点、地方公共団体が上書きできるということは、法律を条例が上書きしてしまうということになるのではないかと、あるいは法律が不十分だったということになるのではないかとという意見でございます。ここはよくいただく指摘でありまして、我々としても頭を悩ましているところでございます。

観念的ですがけれども、私どもの頭の整理を申し上げますれば、例えば要配慮個人情報というものが概念として存在する、大きな枠が存在する中で、国の行政機関において具体的に保護すべきものを確定して法律では規定をしているというような頭の整理でございます。

しかしながら、国においては想定されないけれども、要配慮個人情報の概念的な定義には該当する。要は、隙間の部分が存在しているのだらうと考えます。それが地方公共団体の施策において顕在化した場合には、隙間の部分を条例で要配慮個人情報として可視化する。これが条例による要配慮個人情報の追加ということではないかと考えてございます。少し抽象的でございますけれども、私どもとしてはそのように考えております。

また、法律と条例の関係につきましても、法律を執行するための条例というのは存在し得ると考えているところでございます。

また同様に地方公共団体が追加する情報については、個人情報保護の枠外といいますか、隣接するところに独自に手当てをすればよいのではないかと、こういうアイデアでございますけれども、そうしますと、この法律が定めている高い水準の保護、あるいは流通の措置とリンクしなくなるわけでございます。そのことが妥当かどうかということがあろうかと思えます。

それから、GDPRとの関係でも、諸外国と比べたときに、日本国においては法律の枠外、

法律の枠外というとなわち個人情報委が監督していないということになるわけですが、個人情報委が監督していないところに概念としての要配慮個人情報、センシティブ情報に当たるものが多数存在しているとなると、GDPRの要件である十分な独立性を持つ委員会による監督ということが満たされていないという評価につながるのではないかとも思うわけですが。この辺はかなり思い込み、あるいは素人考えかもしれませんが。この辺についても、よくよく個人情報委、あるいはIT室と相談させていただければと考えているところでございます。

悉皆的にお答えできていないかもしれませんが、まずは以上のお答えとさせていただきます。

○高橋座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○根本委員 今、御説明がございました要配慮個人情報の追加の部分についてでございますけれども、追加すべき事項があるのであれば、本来は国において追加すべき案件であろうかと思えます。要するに、GDPRのことも御説明がございましたけれども、日本国として保護しない事項の情報が発生するのは極めてまずい状態になろうかと思えますので、やはり要配慮個人情報の範囲は全国で統一するということが望ましいかと思えます。

以上、意見でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、大谷委員、生貝委員、増田委員、森委員、長田委員、宍戸委員まで6名、手短かに御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大谷委員 大谷でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まず1点目、最初の趣旨というか、目的の部分です。大項目として挙げる項目になるかどうかは皆様の御意見で決められたらいいと思えますけれども、地方の事務負担を軽減するといったことも今回の法制化の意味合いの一つではないかと思っております。特に、国の事務などを委託されている地方公共団体において、本来保護をすべき個人情報の保護などに十分なリソースを割り当てて効率的に事務を行うことができるようにするというのも、本件の必要な目的の一つではないかと思えますので、どこかのコメントに添えていただくことをお願いしたいと思います。

それから、資料でいいますと3ページのところでございますが、先ほど根本委員がおっしゃっていたことと図らずも一致するのですけれども、死者に関する情報、あるいは要配慮個人情報につきまして、個人情報の定義についてはできるだけ国で基本的レベルを統一すべきだと思っております。

死者に関する情報は個人情報に該当しないという考え方は私も基本的に同一の理解をしているところですが、では、この資料にありますように、利用目的を超えた取扱いや不適切な取扱いを避けるという意味でどういった保護が必要なのかといったことについても、これは地方によってまちまちだという事柄ではないと思えますので、これは定義を

この中に入れるということではないですけれども、しかるべき保護措置の内容といったものを国で統一した考え方を示していただくほうがよろしい項目ではないかと思えます。

あわせて要配慮個人情報において、私が所属している企業が金融関係ということもございまして、機微情報の定義というのが個人情報そのものと若干相違がありまして、どちらかというとEU寄りだという、4ページにも書かれているとおりですけれども、これらの情報が地方によってまちまちになる必然性が特にないものだと思っておりますので、地方で既に先導的にこれらの情報を要配慮個人情報とされているところに学んで、国の場でこういった情報も要配慮個人情報として保護することの必要性も併せて検討することが必要ではないかと思っております。

それから、資料の5ページのオンライン結合制限のところにつきまして、先ほど佐藤委員からも御提案があったところがございますけれども、オンライン結合制限というのがどのように機能しているかという、前回の会合のときにも申し上げたと思っておりますけれども、プライバシーインパクトアセスメントに相当するようなことがオンライン結合制限に際してなされているという、個人情報に対するリスクの所在を確認するような意義があると考えておりますので、オンライン結合制限を存置するというのではなく、国が定めるガイドラインの中にそういった実効性のあるリスクアセスメントがなされるような仕組みを組み込んでいただくということで、ぜひ御対応いただけないかと思っております。

手短に以上でございます。

○高橋座長 それでは、生貝委員、お願いします。

○生貝委員 ありがとうございます。

私のほうからは、それぞれ御説明いただいたことについて1点ずつコメントがあります。

まず1点目につきまして、非常に詳細、緻密な御検討と御説明をありがとうございます。これについて、もしかすると少し細かい点のコメントになるかもしれませんが、10ページの条例で定める独自の保護措置についてというところで、一つは右下の方向性の(1)でお示ししていただいていることに関して、先ほど根本委員からもコメントがございましたような点とか、あるいは必要最小限というのはどういった範囲なのかという点なども重要であろうかと思うのですけれども、私は右下の(2)の届出というところについて非常に重要なことかなと思いました。

前回の検討会では、特にEUのGDPRの規定の中で、特に開放条項について加盟国が独自の規定を置いたとき欧州委員会に通知をするという規定について御紹介をさせていただいたところがございますけれども、通知に加えて、特に欧州委員会のほうですと、各国のそういった規定についてちゃんと一元的に欧州委員会のウェブサイトの上でそのことについての公表をして、27か国のそれぞれの言語ごとでございますから、実際に読むのはなかなか大変なのですけれども、データプロテクション法に書かれていること、あるいはそれ以外の法律に書かれているところも含めて、一覧性と透明性を確保するといったような取組も併せてしているところがございます。

そういったときに、先ほど御説明の中でも少し公表ということがございましたけれども、そういった取組と併せて考えることがまさにルールの特明性というところに資するとともに、事業者様ですとか関係者の方々がそのことをしっかり確認をする上での利便というところにも資するものが大きいのではないかなと思います。

なお、これは今回の検討会のスコープからは明らかに外れるところですのでけれども、僕の知人などで条例のデータベースというものを独自でつくっていたりする研究者もいるのですが、条例を見つけること自体がなかなか難しいということも現状ですとどうしてもあります。

また、ヨーロッパのほうですと、これは全く個人情報関連に限らず、様々な国レベルの法令に、ELI、European Legislation Identifierという仕組みを設けて、これは完全に強制しているわけではないのですが、共通のIDというものをしっかり担保していこうといったような取組も進められていると承知しております。

そういったルールに関する情報というものをいかにオープンにアクセシブルにしていくかということも、今回と広い意味で関わる、まさに地方自治というものをこれからデジタルの時代にどう実現して、そして尊重していくのかということに関わる論点かと思っておりますので、後半は御参考までに御紹介させていただいた次第です。

それから、2点目に関しまして、少し長くなりまして申し訳ございませんが、「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」について御説明をいただいたことに関して、私自身はどちらかというところ、もともとこちら側の専門の比重が大きいということもございまして、今回取り上げていただいたことについて非常に意味のあることかと感じております。

この検討会自体は、個人情報そのものというものを基本的な検討対象にしているところであって、しかし、今御紹介いただいたデジタル庁という構想とともに、まさにオープンデータとかオープンガバメント、あるいはデータ活用というところの施策がこれから本当に1年ほど、そしてその先も含めて急速に大きく動いていくのだと思います。

この検討会のスコープとしても、データの活用と保護というところを非常に重視して並べていらっしゃるところでございますけれども、そのことの特明性というものは非常に重要なことだと認識しておりますところ、まさに今検討されるデジタル庁がどういうものになるのかということと、それから全国的にしっかりと保護の側面を活用と併せて見ていく個人情報保護委員会というのは、いろいろな形でしっかりと連携をしていく重要性が極めて高いという認識でおります。

例えば、これまでたびたびお話に出ております非識別加工情報に関わる議論というのは、これは個人情報法プロパーの議論でもあり同時に、まさに半分はオープンデータの議論でありますし、後半のもう一つの議題のほうで少し出てくるかと思っておりますが、僕自身非常に関心を持っております開示のデジタル化について具体的な公共セクターの方針を定めていくということ。これもやはり個人情報法プロパーの論点であり、また、デジタルガバメントそのものの議論でもあるのだと認識しております。

そういった、まさに戦略、活用、そして保護の連携というものを組織的なところを含めてどう設計していくのかということは、この改正を意味のあることにしていく上でも非常に重要なところかと思いますので、発言をさせていただきました次第です。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員 全国消費生活相談員協会の増田でございます。

まず、定義の一元化についてですけども、ぜひ一元化していただきたいと思っております。

一方で、死者の扱いについて、今回の提案では各自治体が個人情報とは別のものとして定めることというふうに提案されていますので、利用目的を超えた取扱いや漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適切な管理が必要ということを広く徹底していただくこと。そして、大谷先生が御指摘のとおり、地方によって異なる解釈、レベルにならないようにしていただきたいとお願いします。

次に、⑤の開示、訂正及び利用停止の請求についてです。自己情報の開示、訂正、利用停止の制度については、法律において全ての地方公共団体にこれを請求できるということを示していただき、周知していただきたいと思っております。加えて、その手続は複雑ではなく、できるだけ同一の方法にしたいと思っております。

最後に、地方公共団体が条例で定める独自の保護措置についてですが、国は特に必要な場合の該当性についての考え方をガイドライン等で提示するとともに、特に水準の維持を監督していただきたいと思っております。また、必要性があるのか、その必要性の判断のために個人情報保護委員会が適切な監督と必要な支援をしていただきたいと思っております。その結果として、審議会等に諮るものが少なくなる可能性があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、森委員、お願いします。

○森委員 ありがとうございました。

まず、そもそも全体について非常に踏み込んでしっかり検討していただいていると思っております。本当に感心して拝見しておりました。コメントは2点です。

1つは、10ページの独自の保護措置ですけども、これは必要最小限の独自の保護措置である、その必要最小限の範囲についてガイドラインで規定して、届出制でということで、ただ、これが必要最小限でない委員会の方で考えた場合には、徐々にハードな措置もということだと思っておりますが、それはそれできちんとしたお話だと思いますけれども、先ほど来、根本さんとか大谷さんから、要配慮個人情報の問題は独自性を許容されるべきであるということではなくて、むしろ国の法律の遅れではないかという御指摘がありました。これは非常に重要な御指摘ではないかと思っております。本当は全体に関する事なのか、

それとも独自性の問題なのか、非常に難しく、かつ深い問題なのだろうと思います。

そのような問題について、ある種ガイドラインで枠組みを定めて、必要最小限性について一件一件個人情報保護委員会と自治体が向かい合ってやるというのは、悪く言えば、非常に抽象的で重い大きな問題を丸投げし過ぎのような印象を受けます。

そのことについて、一件一件やってもらうのではなくて、逆に個人情報保護委員会もやりにくい、地方の独自性とは何か、地方分権の趣旨というのは一体何なのかみたいなことを背中に背負っていろいろごちゃごちゃ言うのもある意味大変な話で、そこは前もって法律で仕切っておくべきではないかと思います。

ですので、例えば今日のお話でも、要配慮個人情報の追加はいいでしょう、死者の追加もいいでしょう、オンライン結合制限はどうだろうというようなお話でしたけれども、あるべき必要最小限性、あるべき独自性というものが何となくイメージができていますので、そこについてもう少し御検討いただいて、こういうことについては独自性があるなというものについては、それをあらかじめカテゴリーにして、例えば要配慮個人情報の追加についてはよい、オンライン結合制限についてはよくないということで、独自の措置を、届出レベルでできることをある程度カテゴリーにしておいて、それ以外のことについてはそう簡単には独自性が認められないので、委員会、総務省の同意を必要とするというように、もう少し分けてからやっていただければどうかと思います。それが1点目です。

2点目は非識別加工情報ですけれども、これは私は根本さんの御意見とはちょっと違うのです。8ページですが、大きな自治体については国と同じにするということですがけれども、やはりリソース等の問題もありますし、これは中央、地方の政府と利活用する人だけの問題ではもちろんなくて、安全に加工されていないと住民が自分の権利が侵害されるわけですから、ついうっかり準備が整わないのに始めてしまうのはよくないのではないかと思います。

ですので、都道府県であっても準備の整ったところからということで、任意で手を挙げたところからできる、準備ができましたというところからできるというふうにしていただいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、長田委員、お願いします。

○長田委員 ありがとうございます。

私から1点ですけれども、先ほど事務局のほうから御説明いただいたデジタル改革法案のワーキングのほうに参加をしていて、そのスピード感というのをこちらの委員の皆さんにぜひ共有をしたいと思って今回説明をしていただきました。

今はIT基本法の改正というのを議論しているわけですがけれども、先ほど御紹介があった基本原則の中でも、やはり国と地方が、民間もですけれども、共通の基盤を持って、そこでデータを利用していくということが読み取れていくわけで、そういう世界になること、

そういう社会を目指しているのであれば、安全を確保するための個人情報保護法はやはり同じようにそこを目指していかないといけないのだなと思っているのです。この原則の中にも、デジタルならではのスピード感の実現というような表現もあるわけで、そのスピード感に余りにも追われてしまって、何か見落としをしてはいけないなというのを非常に感じているということです。

それから、地方の条例の最終的にどこかに何か差が出てくるという状態をどう考えるのかということも、共通基盤の上に自治体に乗っていくような形になったときにどう考えていくのかというのは大きな課題かなと思っています。

今後も、デジタル庁のほうの検討を共有しながら、必要な個人情報保護を考えていくというような検討ができればいいと思っております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

最後に、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 宍戸でございます。

私からも、時間がありませんので、4点を手短かに申し上げます。

第1は、資料の7ページにある開示、訂正、利用停止の請求権の件です。これは定義の問題以上に国民としての重要な権利に関わるものでございますので、これは法律で本来を定めて、必要な部分について委任条例のような形で条例で定めるということはあるに得るにしても、法律に根拠があるべきものだと思います。そうでないと、GDPRでも基本的には個人の権利がしっかり定められていることが要求されていると思いますので、条例任せというわけにはいかないのではないかと思います。

また、これに関連して申しますと、地方公共団体について、今後、委員会における監視、監督の体制がしっかり仕組まれるということが、この点も含めて大切だろうと思っております。

2点目は、8ページの非識別加工情報の問題でございます。こちらもいろいろ佐藤先生からも御意見があったところですが、例えば複数の地方公共団体の個人情報を束ねて、1の自治体だけだと危なくて匿名加工情報にできないものが、複数の自治体でいわばベースが広がることによって非識別加工情報にできるということもあり得るのではないかと。そういった自治体をまたいだような非識別加工情報はあり得ないのかなと思っております。この一元化あるいは法制の共通化の先でそういった利活用も検討し得るのではないかとと思っております。

3点目は、先ほど来御議論が多くありました10ページの「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について」でございます。この保護措置を認めない方がいいのか、あるいは地方自治の本旨において、地方公共団体において自治事務としてある行政を実施する中で、どうしても個人情報並みの保護が必要だという場合に、法律のほうで一定の受け皿を用意しないということがかえって自治の切下げになるのではないかとということも、両方懸

念されるところでございます。

そうやって考えますと、先ほど森先生からも御意見がございましたけれども、前回も申し上げましたが、地方税法的な同意の仕組みを入れて、真に必要なものについてのみ、地方公共団体が自治の発揮として何らかの個人情報の取扱いについての上乗せ的な規制を認める。そちらのほうよろしいのではないかと今のところ思いましたので、それを申し上げておきたいと思います。

最後、必ずしも今日論点になってこなかったところでございますが、今回の3法統合及び地方自治分野における個人情報の共通化の在り方について、一言だけ申し上げたいと思います。

先ほど、長田委員からも御指摘がありましたように、非常に急いでデジタルガバメントを進めていくということがある中で、その個人の権利、利益を守るという観点からも、きっちりとした全国レベルでの個人情報保護法の法制の仕組みを、しかし同時に急いでほかの法制と併せて準備をしていくということが必要になるだろうと思います。

その際、3法の名前だけを変えて内容を変えればいいのか、地方公共団体の個人情報については標準的な枠組み法を一個つくって、条番号がずれなければいようにしようとか、そういった法制的な御苦勞があるのかもしれませんが、先ほど生貝委員もおっしゃいましたように、国民から見て、きちんとした個人情報の法制が一本に見えるということは非常に重要なことでありますので、ここは一つ体系的に分かりやすく、国民目線で、一つの法律の中にいわば民間部門も公的部門も地方公共団体についてもバンドルしていった上で、その中で編なり、章なりを分けて書いていく。そして、全体を個人情報保護委員会が監督するというような法の立てつけがよろしいのではないかと申上げた次第です。

長くなりましたが、以上です。

○佐藤委員（チャット） 宍戸先生が指摘した、複数団体間のデータを統合した非識別加工情報は技術的にはありえますが、その実現は地方公共団体によってはオンライン結合制限がネックになるかと思えます。

○高橋座長 ありがとうございます。

では、私のほうからも幾つか申し上げます。最初に、オンライン結合規制の話が議論になりました。この点については、私の理解だと、例えば、先ほど御指摘を頂いた、事前に評価を行うことをガイドラインにおいて明確にするならば、おのずとオンライン結合禁止の仕組みはなくなっていくのではないかと、必要性はなくなってくるのではないかと、という御説明のように思ったのです。その理解で間違っているかということ事務局を確認しておきたいと思えます。

それから、届出制の話ですが、この制度は国と違うことを定める際には届けなさいという話だと思います。そして、この情報を個情委が把握すれば、ほかの自治体は国と同じなので、違うルールが存在についての一覧性は担保できるのではないかと考えています。こ

の点も、こういう理解で間違っているかどうかをお聞きさせて下さい。

あと、要配慮個人情報についてです。国が要配慮個人情報についてのすべての必要性を把握できるか、新しい事務が地方において登場してきた、それを予め把握し切れるのかというと、私はなかなか難しいのではないかと考えています。少しそういう視点も考えるべきではないか、ということが1点です。

さらに、私は地方分権の作業に参加しています。まず、地方分権のなかで一般的な条例の届出制は廃止されています。その上で、必要がないときには個別の届出制もやめるということもお願いしている。加えて、事前同意は、かなりレベルが高い国の関与です。国の関与としては、厳しい、例外的な関与だという立場から、廃止する方向においてずっと各府省に検討してもらってきております。そうすると、今度、新しく同意ができるとなると、地方からの分権提案においてこの事前同意は廃止してくれとの提案が出てくる、その時には、率直に言って私はどっちの立場に立つのか、厳しい判断を迫られることとなります。

同意以外の関与は明確に認められていますので、その関与の手段を尽くして頂くならば、そこで問題は決着するのではないかと。民間だってルールから外れた場合には個人情報委員が厳格に権限行使することになるわけです。そういう意味では、ルールから外れたとすれば、通常の関与を厳格に行使して頂くことが大切です。私は、厳正に関与を発動して下さい。間違ったことがされているのであれば、関与をきちっと行使して下さい、と各府省をお願いしてきました。正々堂々とお互いの意見をぶつけ合う、最後は、裁判所まで行けば良いのではないかという話もしています。こういう見方も地方分権からの観点からはあるのではないかとこの点を御紹介いたしまして、今後、コメントをいただくことができますならば、ありがたいと思います。

石井委員、よろしく申し上げます。

○石井委員 遅れてしまってすみません。

前半の御議論を伺っていない前提で感じたところを申し上げます。重複してしまうかもしれないのですが、コメントをさせていただきたいと思います。

1点目は、必要最小限の範囲と審議会の機能についてです。これは両面いずれも相互に関係するところだと思っておりますけれども、現行の条例との関係を丁寧に見ていく必要があるのではないかとこのことが私の感じた点でした。

11ページ辺りの諮問事項の中に、条例の適用についての判断に際しての諮問の答申という項目がありまして、要配慮個人情報、オンライン結合、目的外利用提供等が挙げられているところであります。この点について必要最小限の条例規定事項をどこまで残せるのかということと、それぞれの現行の自治体の条例がどうなっているのかという点が複雑な形で関わるのではないかと考えています。

例えば、本人収集の原則については、必要最小限の規定として残すことができるのか、残せるとすれば、審議会の審議による例外を認めることができるのか。目的外利用や外部提供については、審議会の諮問、答申を経て例外を認めるとすれば、国の法律よりも保護

レベルを下げることにならないのか。

それから、委託やオンライン結合、オンライン結合については議論があるところかと思えますけれども、それらについて審議会の諮問事項をマストにしている条例がありますが、それらを廃止して国の法律に合わせると、保護レベルが落ちることになりはしないか。そうした個別論点が多数出てくるかと思われます。

利用・提供の捉え方も各条例の定め方で違うというところがありますし、審議会の機能も自治体によってばらばらというところがありますので、幾つかパターンに分けて丁寧に見ていく必要があるのではないかと思います。

このような整理を行った上で、結果として審議会が縮小していくということであれば、一つの自治体に一つの審議会という形ではなく、自治体を超えた広域の体制を設けてみるなどの効率化を検討してみる価値はあると思った次第です。

2点目は、非識別加工情報についてです。こちらは、国の実績が1件しかないこと、それから過去の自治体の条例ではほとんど例がないということ、運用面の心配が大きいという点からすると、国と同じ規律を設けることを前提としたルール設計というのは、現状では過剰な規制、過剰な規律を設けるように自治体に義務づけることになり得るように思います。国と同じ規律を適用という部分については、もう少し緩やかに捉えてあげても良いのではないかと、自治体の裁量に委ねても良いのではないかと考えた次第です。

3点目は開示、訂正についてですが、宍戸先生がおっしゃったとおりだと思います。個人の権利は個人情報保護制度の根幹の制度になりますので、国の法律で統一の制度を設ける必要性があるかと思えます。

最後ですけれども、個人情報保護委員会の権限についてです。地方公共団体にも一元的な個人情報保護委員会の監督権限を及ぼすことには賛成です。ただ、実効性を確保する上では、個人情報保護委員会自体のリソースをきちんと用意することや、総務省との連携体制を十分確立していただくことが必要かと思いました。

以上です。

○高橋座長 多岐にわたってご熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局、まとめてコメントをお願いしたいと思います。

○小川自治行政局行政課長 既にお伝えしたところと重複する部分がございます。それから、御指摘に沿って検討を私どもがさせていただかなければいけないことの方が多くあったものですので、お答えすることは少しだけになります。

1つは、高橋座長からお話がありました、オンライン結合規制はガイドラインを整備することによっておのずと解決していくという趣旨の説明については、そのとおりであるということでございます。

それから、届出制によりまして全国の独自の条例が個人情報委で一覽的に把握できるということはそのとおりでありまして、出っ張っているところは全て個人情報委の網にかかる、こういう制度設計をしたいと考えているものでございます。

それから、最後に石井委員から御指摘がございました、現行の条例とのすみ分けのところは、おっしゃるとおり丁寧に見ていかなければいけない。それから、丁寧に自治体に作業をしていただかなければいけないと思ってございます。その場合の前提として、今までは個々の団体の条例で定めており、国と地方公共団体を通じるものがなかったのもので、基本的に国は何らかのガイドラインを示すこともできなかったということが前提にありました。しかしながら、今後はこういったものができますので、国としてはこの分野における情報の取扱いについてはこうあるべきだということをお言あるいは指示の形でガイドラインを示すことができることとなります。国と地方の関係、それから個人情報保護法制における国の基準の示し方というのは抜本的に変わる。その上で条例の見直しを行うこととなります。それから、審議会の役割も見直されることになってくるということでございます。

ひとまず、事務局からは以上で御回答とさせていただきます。

○内閣官房IT総合戦略室

生貝委員、長田委員、宍戸委員から御指摘をいただいた、デジタル化政策と個人情報保護政策をどうやってハーモナイズしていくかという点、それと関連いたしまして、新設していくデジタル庁と個人情報保護委員会がどうやって連携していくかという点につきましては、私どもIT室のほうでも、個人情報保護委員会とよく相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員（チャット） 国立情報学研究所の佐藤一郎です。テキストでIT室へのコメント（デジタル社会の方）。デジタル社会形成の10原則の7番目ですが、「包摂」といっているのでしょうか。「包摂」という用語は、古くは資本論、最近ですと、コミュニタリアリズムにおいて、それもジョン・ロールズなどのリベラリズムに対抗する観点において「包摂」という概念が使われていますが、両者ともに「包摂」はOutsiderをInsiderに移行させることですが、高齢・障害などの対象者に対して包摂という用語を使うことは、その対象者はOutsider、つまり社会の外に在ることを暗に言うことになりえてしまい、ここで「包摂」を使うのは適切とは思わないところです。詳細は法学分野の方に任せます。

○高橋座長 非常に多岐にわたる御意見を賜りまして、事務局で御検討いただきます論点も提示していただいたと認識しております。議事録に残りますので、議事録を踏まえて、検討すべき点は丁寧に事務局で今後検討していただければありがたいと思います。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

それでは、まだ御意見があるようでございますが、この後の議題もございまして、次の議題に移りたいと思います。

次は、「個人情報保護法令2年改正の公的部門への反映の考え方（案）」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局の内閣官房IT室でございます。

個人情報保護法令2年改正、さきの通常国会で成立したいいわゆる3年見直しでございますが、これを公的部門にどのように反映するかということにつきましては、中間整理の

前の段階でも一旦御議論いただいたところですが、その後の検討の進捗を踏まえまして、改めて御説明させていただきます。

資料2でございます。下に2つ注がございますが、まず1点目といたしまして、今回、規律を民間側に移す予定の独法等、国立大学とか国立研究開発法人につきましては、これは民間側の規律に移すことを予定していますので、その場合には、自動的に令和2年改正後の規定が適用されることとなります。

それから、今日前半で議論いたしました地方公共団体と地方独立行政法人については、原則として国の公的部門と同等の規律を適用するという方向で考えているところがございますので、そういう意味ではこれから御説明する公的部門の中にも含まれるということでございます。

以上2点が前置きでございまして、その上で公的部門に反映が必要と考えられる事項、それから、基本的には反映を直ちにはしなくてよいと考えられる事項の2つございまして、それで御説明させていただきます。

まず、1ポツ、措置が必要と考えられる事項でございますが、4点ございます。

まず1点目は、漏えい等の発生時の委員会への報告ということでございまして、今回、令和2年改正の中で民間事業者において個人情報の漏えい等が発生した場合に、個人情報保護委員会に対して報告をするといった義務が新設されたわけでございますけれども、これは公的部門であっても同様であると考えられますので、同等の規定を置くことを考えております。

2点目といたしまして、不適正利用の禁止でございます。今回、民間部門、民間の個人情報保護法ですと、不適正な利用をしてはならない、そういった趣旨の規定が置かれたところでございますが、これをどうするかということでございます。そもそも現在、公的部門につきましては不適正取得の禁止の規定も、行政機関については置かれていないという状況であります。これはなぜかと申しますと、ペーパーにも書いてございますが、憲法あるいは国家公務員法等の趣旨に照らすと、そういった規定は置くまでもなく自明である、そういった説明が従来されてきたところでございます。

そういった従来の整理を仮に前提といたしますと、不適正利用の禁止についても、独法については置くのだけれども、行政機関については置かないといった整理もあり得るところではございますが、その後さらに内部で検討いたしまして、やはり今回の改正全体の趣旨に鑑みまして、官民のデータ活用の活発化といったことを踏まえまして、公的部門と民間部門を通じた規律というものを考えていくということで、そういった改正全体の趣旨に鑑みますと、今回の改正の機会に行政機関につきましても明文の規定を置くことがよいのではないかと考えているところでございます。

その結果といたしまして、不適正利用の禁止、不適正取得の禁止のいずれにつきましても、行政機関、独立行政法人について規定を置くという方向で検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、ここは若干従来の整理を動かすようなところがございまして、

内閣法制局等に対してしっかり説明していく必要があると考えているところでございます。

③個人関連情報の創設でございます。これは、提供元においては個人情報ではないのだけれども、提供先において個人情報になるような情報について、新たな規律が創設されたということでございます。そういった提供先においては個人情報になり得るといった事態は、公的部門においても生じ得るということですので、何らかの規律は必要であろうと考えているところでございます。

ただ、公的部門におきましては、必ずしも本人同意によらずに目的内で提供するという制度がございますので、そういった場合の扱いをどうするかは別途検討が必要だと考えております。

④ですけれども、外国にある第三者への個人データ提供時の充実等ございまして、これは民間部門には従前からそういった規律があるわけですが、公的部門にはそういった規律が特にはないということでございます。今回、公的部門を含めたGDPR十分性認定への対応を視野に入れた検討をしているわけですが、そういったことを踏まえますと、やはり外国に対する点についても明文の規定を置いたほうがよかろうということで、何らかの規定を置くということを検討しています。ただ、このところも本人の同意に基づかずに、そもそも目的内で提供するような場合についてはどうするかといったことは別途検討が必要かと思っております、そういったところも含めて検討しているところでございます。

以上が反映する場合ございまして、2ポツのほうが基本的には反映が不要であろうと考えているところでございまして、3点ございます。

まず1点目ですけれども、利用停止・消去等請求権の要件緩和ということでございます。ここは、今回、民間部門ですと利用停止・消去等請求権の要件が緩和されたわけでございますけれども、公的部門におきましては、そもそも行個法3条2項におきまして、法令の定める所掌事務に必要な範囲でしか個人情報保有できないという規定が明文で置かれておりまして、そもそも不要な情報は持つてはならないといった規定になっているということでございますので、仮に使わない情報を行政機関が持つていますと、それ自体が違法であるということになりますので、当然に現行法の下でも利用停止請求権の対象になっているということですので、措置済みという整理になろうかと思えます。

加えまして、今回の改正で、不適正取得、それから不適正利用の禁止に関する規定を新設いたしますので、こういった規定に違反した場合も、当然、利用停止請求権等の対象になってくるものでございます。

それから、②仮名加工情報でございますが、今回、民間部門ですと仮名加工情報制度が創設されたわけですが、これは基本的には企業におけるイノベーション等を促進する観点から、仮名加工情報について一定の義務を緩和したものだとして理解しております。

そのところを公的部門について考えますと、公的部門では仮名加工情報に相当する情報を仮に作成して利用しようと考えますと、現行法の下でも十分できるという仕組みにな

っております。それは、一つには保有個人情報の目的内利用という場合もあるでしょうし、あるいは相当な理由のある内部利用というふうに整理できる場合もあろうかと思いますが、基本的には現行法の下でも必要な場合にはできるという仕組みになっているので、それ以上の措置は不要であると考えております。

ただ、若干細かい点になりますが、公的部門が民間部門から、法令に基づく措置として仮名加工情報を取得する場合というのが考えられるところでございまして、そういう場合は、現行法の整理ですとそれは個人情報に該当し得るということになっておりまして、個人情報の取扱いに関する規律が適用されることになるわけですけれども、今回、公的部門の個人情報の定義を見直す結果として、必ずしも仮名加工情報が個人情報であるとは言えなくなってくるので、それに対応した必要な規律を置くことを考えております。

最後、保有個人データの開示方法の指示でございまして。これは、デジタル化に対応いたしまして、民間部門ですとデジタルでも開示といったものを選択できるようにする、そういった改正がなされたのですが、公的部門におきましては、現状におきましてもそもそも開示請求者が開示方法を選択できるという仕組みになっておりますので、法律上の措置は特段不要であると考えています。

ただ、他方で、生員委員からも御指摘いただきましたが、実際にデジタルの開示を実現することになりますと、システム面の整理も必要になってきますので、そういったものは政府統一的な仕組みの中でしっかりとデジタル化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございまして。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様からの御質問、御意見を頂戴したいと思います。御質問、御意見のある方はチャットでお手をお挙げください。よろしくをお願いします。

どなたか御発言はございませんか。

根本委員、よろしくをお願いします。

○根本委員 ありがとうございます。

これまでの会合でも申し上げてきた基本的なところをもう一度申し上げたいのですけれども、ただいま御説明がありました改正の状況につきましては、あくまでも一里塚的な取扱いだろうと私どもは認識させていただいております。個人情報を円滑に扱うためには、情報を保有する主体によって規律が異なるべきではないという基本的な立場でございまして、地方公共団体を含めまして官民の規律を全ての分野において統一してしかるべきだと考えております。

とりわけ、デジタル庁を設立しようという時期にあつては、この取扱いが異なると、国民に関わる権利、利益の部分を統括するような個人情報保護委員会、あるいはネット上の安全確保をするようなサイバーセキュリティ部門、この3つが鼎立いたしませんとデ

デジタル化が進まないということになります。したがって、この分野も基本的には統一の方向に行くべきだろうと思っております。

加えましてもう一つ、資料の中で非常に気になった書きぶりがございます。1ポツの②の部分でございます。要は、国においては改めて規定をしなくても、別の法令あるいはその他のもので規定をされているから必要ないのだという書きぶりがございます。重複して書くお話というのは他分野においても多数ある中で、個人情報の関連についてだけ、どうしてこれが特記されるのか、ちょっと理解に苦しむところがございます。単純に、「しかしながら」の前までの2パラグラフを削除することを御提案申し上げます。

これがほかの分野に波及いたしますと、いろいろ困った事態を惹起する可能性がございますので、ぜひこの部分は削除した形で資料を作成していただければと思っております。

なお、先ほどコメントを忘れたのですが、デジタル庁関係のお話のところでは10の原則をお示しいただきました。すばらしいお考えであり、ぜひ実現してほしいのですが、10番目の原則に書いてございましたデジタル3原則につきましては、20年来、累次にわたる閣議決定を経てもなお実現しないという実態がございます。10の原則を実現するためのしかるべき仕組みをぜひ頑張って構築いただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

事務局、コメントはありますか。

○内閣官房IT総合戦略室 根本委員から御指摘があった1ポツの②の部分の冒頭の箇所はこのペーパーの主張として書いているものではなく、従来このような整理がされてきたということを事実として書いているものですので、そのように御理解いただければと思います。繰り返しになりますが、今回、このような整理をしようとしているという趣旨ではございません。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

森先生、よろしくお願ひします。

○森委員 ありがとうございます。

1点のみです。②の不適正な利用の禁止ですけれども、私はこれを入れていただいたことは本当に適切な御判断だと思いますし、全く賛成です。書かなくても大丈夫であるということを、もし仮にほかの法律がそういう考え方に立っているのだとすると、それこそ訂正されるべきであって、このように書くことがそもそもの考え方として正しい。間違っただことはしないという前提に立たないで進めるということが、今回の改正全体の、例えば個人情報保護委員会が監督権限を持つとか、先ほどの自治体の議論でもそうですけれども、政府が間違っただことをしないという前提に立ってしまわないことが適切なそもそもの考え方であろうかと思っておりますので、他の法令がこれに倣うべきであると思っております。

また、実際にも、今回どこまでが不適正な利用ということになるか分かりませんが、提供を伴わないような利用であって、どうなっているかよく分からないもの、特に警

察が自治体の情報にアクセスする、これは自治体の中の話ですので提供ということはないわけですが、そういったことがどうなっているのか、許されることなのか、令状なく警察がアクセスすることがあっていいのかということは、これは今後の課題かと思えますけれども、不適正な利用、適正利用義務の解釈を通じてアプローチすることも可能だと思いますので、私は②に賛成です。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

生貝先生、よろしくお願いします。

○生貝委員 ありがとうございます。

これは今回の改正のスコープに入ってくるか分からないので、御参考までというところですが、もしかすると今の森先生の発言とも関連するところがあるかもしれない、いわゆる今世の中で言われるプロファイリングですとか、あるいはGDPR22条で言うところのAutomated decision-makingの観点につきまして、このことはどちらかというところ国際的にも公的機関の在り方の問題として議論されてきた部分が強いものであって、特に欧州のほうでもGDPRと同時に制定されたArea of freedom, security and justiceのデータ保護指令の中でも関連する規定が含まれているところでもあります。

このことについては、我がほうでは明文の規定というのはそもそも個人情報法の本体にないわけでありまして、先般の十分性認定に関わるEUとの交渉の中でもそこは少し議論になったところかなと承知しております。

中長期的な考え方として、あるいはこれから恐らく公的部門も十分性認定の対象にしていくといったところとの兼ね合いも含めて、特に今の不適正利用との兼ね合いである程度説明できる部分というのを考えておくことが、一つはもしかすると意義のあることになるのかなと感じたところです。

以上でございます。

○高橋座長 根本委員、宍戸委員、石井委員のお三方が挙がっていますので、申し訳ございませんが、手短にお願いします。

○根本委員 根本です。たびたび申し訳ございません。

先ほど森先生からも御指摘があった点について、私が申し上げたのは、公務員は悪いことをしないのだという前提に立って、法律に書かないというのは、間違いなのではないかということですので、そこだけ訂正をさせていただきます。

なお、これをきちっと書きませんと、個人情報委の監督が行き届かないという問題があることを追加的に申し上げたいと思います。

以上でございます。

○高橋座長 宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 宍戸でございます。

私も不適正利用のところは、前も申し上げましたけれども、新しい事務局案が正しいだ

ろうと思っております。繰り返しになりますが、公務員法上の懲戒とか、公務員がこういうことをしてはいけないという規律と、個人情報保護法制のように地方公共団体を含む公的な機関と市民の間の権利義務の関係を定めるという場面は別物の話でございまして、個人情報保護法制の目的からすると、このような不適正利用の禁止という義務規定を個人と公権力との間に書くということは、公務員目線で見れば同じことではあるかもしれませんが、これは根底的に違う問題でございしますので、こうやってお書きいただくということに賛成でございます。

もう一点申しますと、2ポツの「公的部門における措置は基本的に不要と考えられる事項」の①でございすけれども、利用停止・消去等請求権の要件は、確かに法文の字面上は緩和しないわけでございますけれども、今の不適正利用禁止が入る結果として、実質的には利用停止・消去等請求権が行使できる場面は広がるわけでございます、何もしないわけではない。厳しい規律は、1の②をやることによって及ぶのだということは、今、ただし書の中には書いてあるわけですが、せつかくいいことをやられているので、むしろそこははっきりさせていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○高橋座長 石井委員、最後をお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

私からは1点だけです。

森先生、宍戸先生がおっしゃるように、不適切な利用の禁止、取得の禁止を含めて、明文で設けていただくことに関しては賛成の意見です。特に、森先生から言及があったかと思えますけれども、捜査機関が情報を使うことについては、EUの十分性との関係でシュレムスIIの判決が出ていたりもしますので、今後、公的部門を含めた十分性認定を受けることを視野に入れるとすれば、不適切な取得の禁止、利用の禁止をむしろ明文で設けておかないといけないのではないかと。国内法的にきちんと整えるべきだという視点もありますけれども、十分性を受けるという観点から広げていくという観点からも非常に重要な規定になっていると考えております。

以上です。

○高橋座長 増田委員がコメントをお書きですね。

○増田委員 先に退出しようと思って書きましたけれども、このとおりです。

(チャット) 資料2 個人情報保護法令と2年改正の公的部門への反映の考え方【案】に考え方について、賛成します。特に、1の②不適正利用の禁止、不適正取得の禁止を明文化することについて賛成します。他の法律による規定がある場合に二重に規制しないことが多くありますが、国民からは、規定が置かれていない背景が見えないため、規定がないことについて不信感が出る可能性があります。国民の信頼確保の意味から、明記していただくことに賛成します。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、まとめて何かコメントすることがあれば。

○内閣官房IT総合戦略室 御意見のとおりと考えています。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日も活発な時間をいただきましてありがとうございました。

本日の議題にありました、地方公共団体の個人情報保護制度、及び個人情報保護法令和2年改正の公的部門への反映につきましては、今後、本検討会として取りまとめ、予定の最終報告案に向けて委員の皆様からいただいた御意見を今後の検討に生かしていただければと思っています。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務局からお願いしたいと思います。

○内閣官房IT総合戦略室 事務局でございます。

委員の皆様には、本日も貴重な御意見をいただきまして、また円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、今後の最終報告案の取りまとめに向けて、さらに検討を進めてまいります。

また、次回の検討会におきましては、本日御議論いただきました地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化の素案につきまして、地方三団体からヒアリングを行うことを予定しております。

次回以降の日程につきましては、今、調整中でございますので、別途事務局から御連絡申し上げます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第9回を終了させていただきます。

なお、会議の冒頭にもお伝えしましたとおり、本日の配付資料につきましては、後ほどホームページで公開します。議事録についても、これまでと同様、事務局より各発言者に御発言部分を御確認いただいた後に、速やかにホームページに掲載したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いたします。